

概要版

第3次久喜市 男女共同参画行動計画

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度



策定の趣旨

本市では、男女が互いを認め合い、共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、行政だけでなく、市民、事業者との協働により、男女共同参画の推進に関する様々な取組みを進めてきました。しかし、女性の社会参画などの進展が十分でない状況や社会情勢の変化などにより、取組みを一層充実させる必要が生じています。

そこで、男女共同参画の推進における新たな課題などに対応するため、誰もが活躍できる持続可能な社会づくりに向けて、「第3次久喜市男女共同参画行動計画」を策定しました。

基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 男女の主体的な活動の選択及び参画可能な環境の確保
- 3 男女の政策・方針決定過程への共同参画機会の確保
- 4 家族を構成する男女の様々な活動への対等な参画促進
- 5 性別による暴力の根絶
- 6 男女の性と生殖に関する健康と権利に対する配慮
- 7 国際的協調を下にした男女共同参画の推進

計画の基本的な視点

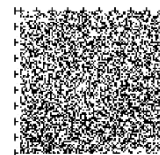
- 1 社会情勢の変化に対応
- 2 課題の解決に向けた内容
- 3 市民や事業者との協働
- 4 実効性の確保
- 5 持続可能な開発目標（SDGs）の理念の反映

本計画で取組むSDGs目標（抜粋）



計画の目標

男女がいきいきと活躍できる社会の実現
～誰もが尊重され、認め合える社会へ～



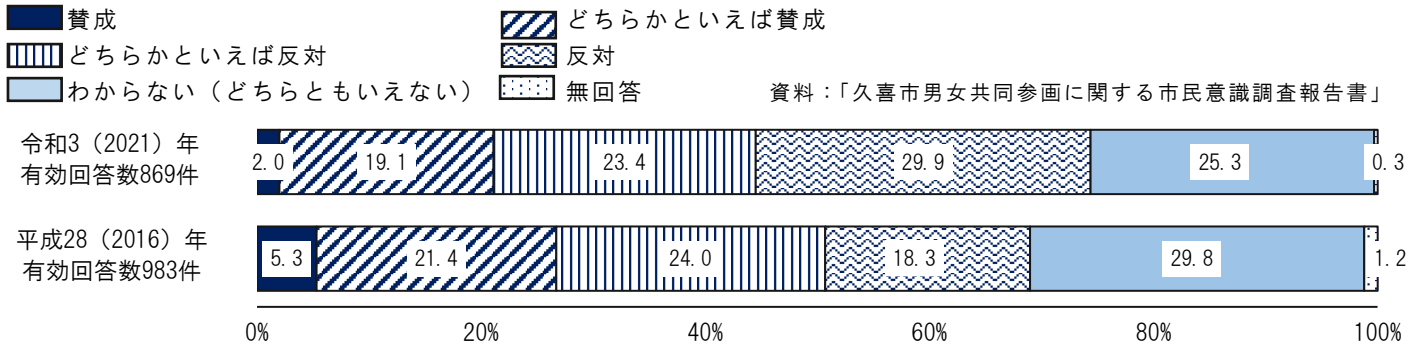
計画の体系

目指す姿Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

従来の性別に基づく固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく、一人ひとりが多様な生き方を理解するとともに、お互いの人権の意義や重要性を認識することができるよう、啓発や教育の充実を図ります。

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について



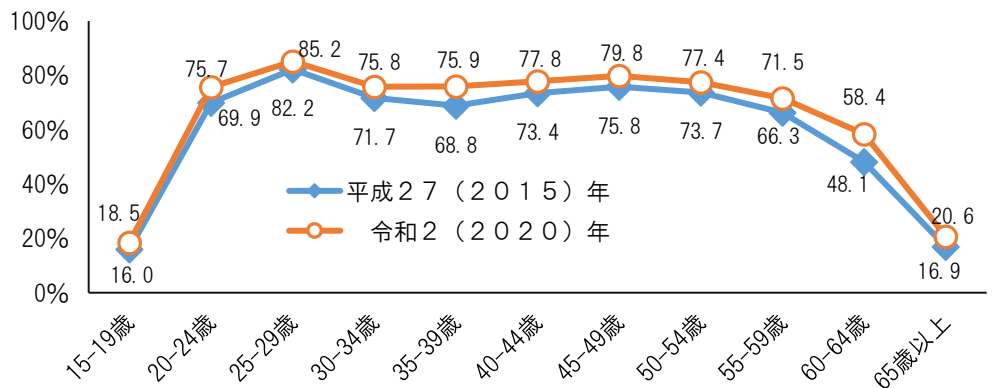
目指す姿Ⅱ

あらゆる分野で男女が活躍できる環境の整備【女性活躍推進法に基づく推進計画】

男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍推進を図り、男女共に働きやすい環境を整備するとともに、仕事と家庭の両立を支援する取組みを推進します。

■市内の女性の年齢階級別労働力率

資料：平成27年、令和2年国勢調査結果（総務省統計局）



目指す姿Ⅲ

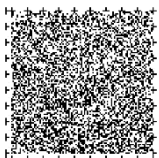
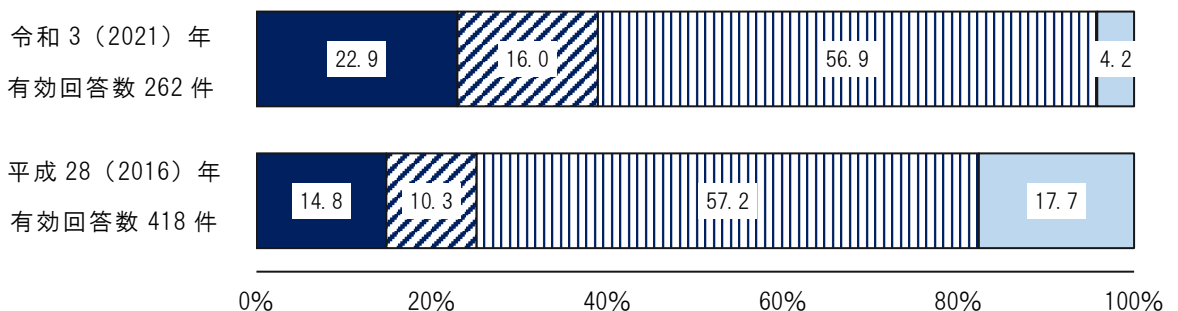
すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり

近年増加傾向にあるDV被害者の多くは女性であり、暴力の被害は多様化しています。被害内容や生活上の様々な困難に対して関係機関が早期に連携して対応するよう、相談支援体制の充実を図ります。

■DV被害の相談について

■ 相談した ■ 相談できなかった ■ 相談しようとは思わなかった ■ 無回答

資料：「久喜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」



施策の柱

- I-1 多様性を認め合う人権擁護の推進
- I-2 男女共同参画推進のための啓発活動と男女平等教育の充実 **重点施策**
- I-3 男女共同参画に関する国際理解の推進

指標項目	現状値	目標値 (R9)
女性の悩み相談利用率	74.0%	100%
男女共同参画社会の認知度	60.9%	100%
「男は仕事、女は家庭」という考えを見直す意識（考えに同感しない人の割合）	53.3%	80%
社会全体の中で男女平等と感じる人の割合	15.7%	30%
家庭生活で男女平等と感じる人の割合	37.6%	50%

女性の悩み相談

女性の日常生活における様々な悩みや困りごとに関する相談に、女性のカウンセラーが応じます。
事前予約のうえ面接・電話・オンラインでの相談ができます。

施策の柱

- II-1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- II-2 仕事と家庭の両立支援の推進 **重点施策**
- II-3 働きやすい職場環境づくり
- II-4 男女が共に担う地域社会づくりの推進



男女共同参画人材リスト

様々な分野で活躍されている方の情報をまとめ、市の審議会委員や、講座の講師などを選任する際に活用しています。
リストへの登録は随時受け付けています。

指標項目	現状値	目標値 (R9)
市の審議会等における女性委員の登用率（全体の審議会等委員総数の女性登用率）	38.8%	50%
男性が育児休業を積極的に取得したほうがよいと考える人の割合	59.6%	80%
保育所待機児童数	0人	0人
職場の中で男女平等と感じる人の割合	26.9%	40%

施策の柱

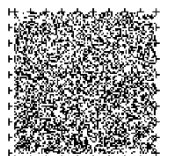
- III-1 生涯を通じた健康支援
- III-2 生活上の困難に対する支援
- III-3 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- III-4 性別によるあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進
- III-5 相談・支援体制の充実【DV防止法に基づく基本計画】 **重点施策**



デートDV

交際相手などからの暴力のことです。身体的暴力だけでなく、家族や友人との付き合いを制限するなどの精神的暴力もあり性別に関係なく被害を受ける可能性があります。

指標項目	現状値	目標値 (R9)
がん検診延べ受診者数	31,138人	37,000人
地域包括支援センターの相談件数	36,334件	37,500件
自主防災組織の組織数	163組織	175組織
デートDVの認知度	58.7%	100%
DV被害者のうち、誰かに相談した人の割合	22.9%	100%



重点施策

◇ I-2 男女共同参画推進のための啓発活動と男女平等教育の充実

男女共同参画とは、性別にかかわらず責任や権利を分かち合い、物事を一緒に決めていくことを意味していますが、依然として職場での待遇や、家事や育児などの負担に男女差があります。

家庭や職場、学校、地域など様々な場面における男女平等意識を高めるため、あらゆる機会を活用して啓発活動や情報提供の推進を図ります。

施策の方向

- あらゆる機会を活用した啓発活動の充実・情報提供の推進
- 男女共同参画を推進する団体等との協働体制の推進
- 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

◇ II-2 仕事と家庭の両立支援の推進

「ワーク・ライフ・バランス」とは、家庭・仕事・地域生活の調和のとれた生活を送ることであり、男女共同参画社会の実現に必要不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスを推進するために、性別や年齢にかかわらず、誰もが自らの希望する働き方で能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

施策の方向

- 家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実
- 地域と家庭における男性の参画拡大
- 子育てと介護の支援

◇ III-5 相談・支援体制の充実

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVの予防と被害者支援の取組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画を推進する上での重要な課題です。

DV被害などに早期に対応し、被害者を支援できるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制及び支援体制の充実を図ります。

施策の方向

- 被害者のための相談・支援体制の充実
- 関係機関との連携強化

計画の位置付け

- 1 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 2 「久喜市男女共同参画を推進する条例」第9条に基づいた基本計画です。
- 3 「第2次久喜市総合振興計画」の分野別計画として、「第2次久喜市総合振興計画」や他分野の関連計画との整合性を図った計画です。
- 4 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び埼玉県の「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえた計画です。
- 5 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。
- 6 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- 7 「久喜市SDGs取組方針」に基づき、「ゴール5 ジェンダー平等の実現」を推進する計画です。

第3次久喜市男女共同参画行動計画 概要版

令和5（2023）年3月

編集・発行 久喜市総務部人権推進課

〒346-8501 久喜市下早見 85-3

TEL：0480-22-1111 FAX：0480-22-3319

E-mail：jinken@city.kuki.lg.jp

この概要版は、音声コード「Uni-Voice」に対応しています

